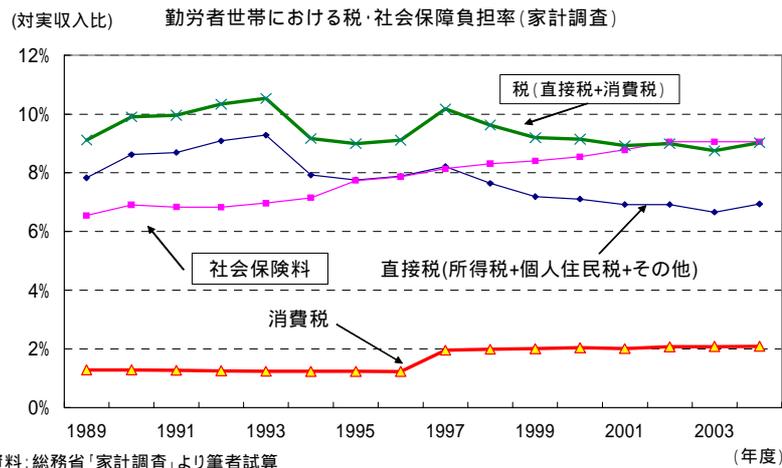


Weekly エコノミスト・レター

ニッセイ基礎研究所 経済調査部門

2006 年度税制改正の展望と家計への影響

- ・2006 年度税制改正において、最大の焦点となるのは定率減税の廃止の問題についてである。景気が回復傾向にあり、足元の所得・雇用環境が改善しているなかでは、同減税が 2007 年で廃止となる可能性は高い。仮に定率減税が 2007 年で全廃された場合、家計への税と社会保険料（労使合計）を合わせた負担増は、2006 年度で約 2.5 兆円、2007 年度では約 2.0 兆円規模におよぶものと試算される。
- ・財政赤字が深刻化する現状では、増税により税収の増加を図ることも避けることはできないと考えられる。ただし、増税の検討を進めていくうえでは、いくつかの留意点がある。増税は、家計の可処分所得を減少させ、消費や景気にマイナスの影響を及ぼすことになるが、家計への負担は税だけではなく、社会保険料による負担もある。さらには、増税は制度改正が決定されてから実施されるまで 1 年間ほどのラグが生じることも重要である。
- ・このため、今回の税制改正で、2007 年以降の増税を検討していく際には、すでに実施が決定されている増税はもちろん、税以外の社会保障制度改正などが景気や消費に与える影響についても、考慮しておくことが求められる。



研究員 篠原 哲(しのはら さとし) (03)3512-1838 shino@nli-research.co.jp

ニッセイ基礎研究所 〒100-0006 東京都千代田区九段北4-1-7 3F : (03)3512-1884

ホームページアドレス: <http://www.nli-research.co.jp/>

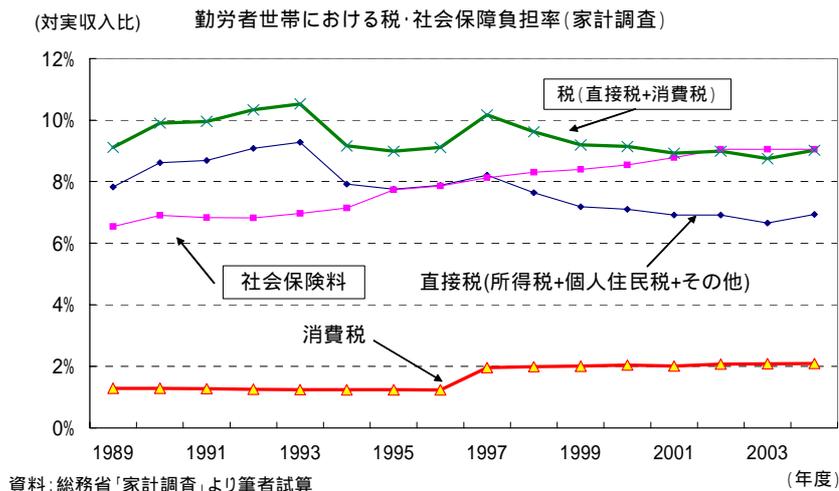
< 2006 年度税制改正の展望と家計への影響 >

低下する租税負担率

政府税制調査会では、2006（平成 18）年度税制改正に向けての本格的な議論が開始された。来年度改正では、定率減税の全廃の問題が焦点となるが、他にも地方への税源移譲に伴う所得・住民税率の変更や、本年度末で期限切れとなる IT 投資促進税制などの期限延長の問題も検討されることが見込まれる。

先の総選挙の際にも見られたように、国民の中にも財政再建に向けた危機感が高まりつつあり、さらに足元では所得・雇用環境が改善していることもあって、今回の税制改正では、増税色の強い方針が打ち出されることになろう。本稿では、現段階で想定される 2006 年度の税制改正について、主に家計への影響を中心にまとめてみたい。

まずは、勤労者世帯の税負担の現状を確認してみる。下の図は家計調査を用いて勤労者世帯における、所得税や住民税などの直接税、社会保険料、そして消費支出額より一定の仮定をおいて推計した消費税額の、実収入に対する負担率の推移を試算したものである。社会保険料の負担率は一貫して上昇している反面、税の負担割合は 1997 年度の消費税の引き上げ以降では低下傾向が続いており、2004 年度においては租税負担率（直接税+消費税）は 9.0%、社会保障負担率は 9.1% とほぼ等しい水準となっている。税負担の低下と社会保障負担の上昇が続いた結果、両者を合わせた負担率は、2004 年度で 18.1% と、1997 年度の 18.3% からはほとんど変化していないことになる。



租税負担率の低下に寄与しているのは直接税であり、消費税の負担率については、97年度の税率引き上げ以降では、ほとんど変動が見られない。長期的に直接税の負担率が低迷している原因

としては、景気刺激を目的とした減税が実施されたことに加え、景気が停滞したことによる収入の減少や、社会保険料の引き上げによる社会保険料控除の拡大などが影響していると考えられる。

家計は消費税以外にも、たばこ税や酒税などの間接税を負担しているため、実際の租税負担率はこれよりも高い水準になる点には留意する必要があるが、いずれにしろ世帯ベースにおける直接税負担率が長期的に低下傾向にあることに変わりはない。税負担は低下してきたものの、社会保障負担が増加している関係で、近年、家計は公的負担の軽減を実感できなかった可能性が指摘できる。

2006年度税制改正による家計への影響

(定率減税は2007年で廃止となる方向)

財政破綻を回避するために、政府は「2010年代初頭における国と地方のプライマリーバランス黒字の達成」を目標に掲げている。しかし、デフレからの脱却の兆しが見られるとはいえ、国と地方のプライマリーバランス均衡を、税の自然増収だけに期待することは難しい。財政赤字が深刻化している原因には、税収の長期的な低迷が挙げられるが、先にも触れた景気回復を目的として実施されてきた減税が、結果的に財政赤字の拡大に寄与している可能性もある。このため、財政赤字の解消に向けては、増税により税収の増加を図っていくことも避けられなくなってくる。従来までは家計の税負担は軽減される傾向にあったが、今後は増加していくことになるだろう。

2006年度改正において、家計向けの最大の焦点となるのは定率減税の廃止の問題である。昨年の税制改正では、2006年からの半減がすでに決定されているが、谷垣財務大臣も「廃止の方向」とのコメントを出しているように、景気が回復傾向にあり、足元の所得・雇用環境が改善しているなかでは、2007年1月で廃止されることになる可能性が高い(個人住民税については2007年6月に廃止されることが予想される)。定率減税の減税規模は、所得税と住民税を合わせて約3.3兆円であるが、2007年にかけては逆に家計への負担増となる。

定率減税以外に、家計に影響を及ぼす項目で検討が予定されるものとしては、所得税から個人住民税への税源移譲にともなう税率の変更も注目される。これは「三位一体の改革」における、税源を国から地方へ移すことを目的とした改正であり、現在5%、10%、13%の3段階で設定されている住民税率を10%に一本化する方針である。しかし、これでは税率が5%から10%に増税となる階層と、13%から10%へと減税になる階層が生じることになる。このため、10%、20%、30%、37%の4段階で設定されている所得税率も変更し、住民税が増税になる層の所得税率は10%から5%へと減税され、13%から10%に減税になる層は37%から40%に引き上げることで、最終的には家計の所得税と個人住民税を合計した税負担額が、税率変更前と変わらないように調整される見通しである。

ただし、この改正については、所得税と住民税の税率が必ずしも同時に変更されるわけではない点には留意しておく必要がある。所得税は基本的に当年の所得により、徴収額が決定されるが、

住民税は、前年の所得に対応する税額がほぼ12分され、当年の6月から翌年の5月までの毎月の給与から控除される仕組みである。このため納税する家計にとっては、所得税の税率が先に変更され、それから半年後に住民税の税率が変更されることになり、一時的とはいえ所得税と住民税を合計した負担額が減少、または増加する世帯が生じる可能性がある。

(家計への負担増は、2006年度で約2.5兆円、2007年度では約2.0兆円規模)

2007年度の家計への負担増はこれらの税制改正によるものだけには留まらない。先に家計の社会保障負担率の増加傾向が続いていることを見たが、今後も高齢化が進む中で、医療や介護などを含めた社会保険料の負担水準が上昇していくことは重要である。昨年年金改革においては、最終的に年収の18.30%にまで厚生年金保険料率を引き上げ、2017年度以降はそれを上限として料率が固定されるという形で決着しており、国民年金や共済も合わせると、2007年度の家計への負担増は労使合計で約6000億円規模に及ぶものと考えられる。仮に定率減税が2007年で全廃されるとすると、家計への税と社会保険料(労使合計)の負担増は、2006年度で約2.5兆円、2007年度では約2.0兆円規模におよぶもの推計される。

2006.07年度で想定される家計向けの主な制度改正

社会保障制度改正(労使合計の負担増加規模)

主な改正点		改正時期	2006年度の家計への影響 (対前年比)	2007年度の家計への影響 (対前年比)
厚生年金	保険料率を毎年0.354%ずつ引き上げる (保険料の引き上げは10月から)	2006、07年9月	約5000億円	約5000億円
共済	掛金を毎年引き上げる	2006、07年9月	約1000億円	約1000億円
国民年金	保険料率を280円/月ずつ引き上げる	2006、07年9月	約400億円	約400億円
介護保険	(1号)2006年4月より保険料を3300円/月から 3900円/月に引き上げ	2006年4月	約1500億円	
合計			約0.8兆円	約0.6兆円

税制改正

主な改正点		改正時期	2006年度の家計への影響 (対前年比)	2007年度の家計への影響 (対前年比)
年金課税の強化	公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止(住民税)	2006年6月	約1000億円	
定率減税の見直し	所得税:2006年1月半減、2007年1月全廃。 住民税:2006年6月半減、2007年6月全廃。	2006年1月以降	約1.6兆円	約1.4兆円
合計			約1.7兆円	約1.4兆円
負担増の合計			約2.5兆円	約2.0兆円

[出所]財務省資料、総務省資料、厚生労働省資料、各報道資料等を基にニッセイ基礎研究所にて作成。一部は予測も踏まえた独自推計値。

その他の 2006 年度税制改正のポイント

以下では、2006 年度税制改正での検討が予定される、その他の税制改正の項目についても触れておきたい。先に述べた家計への所得課税以外の項目としては、酒税の改正が検討される予定である。酒税は原料と製造方法の違いにより、酒類を 10 種類に分類し、さらに品目別に細分されて税率が設定されている。今回の改正では、この制度を簡素化するとともに、酒類ごとの税率格差の縮小を図ることが検討されものと考えられるが、実現すれば、高税率のビールの税率は減税される反面、低価格で人気のある、いわゆる「第三のビール」(ビール風飲料)の税率は引き上げられることになる。

企業向けでは、研究開発費の最大 12%を控除できる研究開発促進税制のうちの 2%分と、パソコンなどの取得価格の 10%を控除できる IT 投資促進税制が、2005 年度末までの時限措置となっており、これらの存続が議論の焦点となるだろう。2003 年度税制改正において導入された、これらの減税については、企業側からは期限の延長を求める声も高い。しかし、景気の回復傾向が続き、設備投資も改善するなかでは、当該措置の当初の目的は達せられたとの見方もあり、期限が延長される可能性は低いものと考えられる。当制度の期限切れによる企業部門の税負担増は、約 6000 億円規模になるものと想定される。

税制改正に向けた課題 ~ 求められる景気動向への配慮

我が国の財政赤字が深刻化する現状では、ゆくゆくは大規模な増税の実施を避けることはできないと考えられる。そして、現在のように、家計の所得・雇用環境にも改善の傾向が見られるなかでは、増税の実施も含めた、家計への負担増を伴う改革についても検討を行い易い状況になってきたのも確かである。しかし、増税の検討を進めていくに際しては、下記の 2 点を考慮しておく必要があると考えられる。

まず、増税は家計の可処分所得を減少させ、消費や景気動向にはマイナスの影響を及ぼすことになるが、家計への負担は、税だけでなく社会保険料の負担もあることは重要である。先に、家計の税負担が軽減されてきた反面、社会保障負担が増加してきた結果、家計の負担感が軽減されなかった可能性を指摘したが、これは今まで税制と社会保障制度の改正が、それぞれ個別に検討・実施されてきたことに原因がある。現在でも定率減税の廃止による影響については、世帯別の試算などが様々な場で取り上げられているが、これに年金保険料の引き上げなどの影響も合わせた、公的負担増の全体像については、あまり見ることはできない。今後も、税制改正にあたり、税の負担規模やそれが及ぼす影響のみに限定して議論をすすめていくと、社会保障負担と合わせた家計の負担規模が膨れ上がり、景気や消費に想定以上の悪影響が生じる可能性も懸念されるところだ。

さらには、増税は制度改正が決定されてから実施されるまで 1 年間ほどのラグが生じることも



留意しておく必要がある。本年末の税制改正で議論される制度改正が、実際に実施されるのは、一般的には2007年以降となる。しかし、その間の2006年には、昨年末の税制改正で最大の焦点となった定率減税の半減など、税と社会保障を合わせて、2兆円を超える負担増となる家計向けの制度改正が実施されることは重要である。それが景気や消費に及ぼす影響を見極めることができないまま、2007年以降に実施される税制改正の項目が、今年末にかけて議論され決定されてしまうことになる。2007年での定率減税の全廃が決定した場合、仮に、その後2006年に定率減税の半減などにより景気や消費が著しく停滞しても、2007年から増税が実施されてしまうことは、税制改正の議論に際しては考慮しておくべき点であろう。

このため、今回の税制改正で、2007年以降の増税を検討していく際には、すでに実施が決定されている増税はもちろん、税以外の社会保障制度改正などの影響についても、考慮しておくことが求められてくる。昨年の税制改正の際にも議論されたが、景気や消費が著しく停滞した場合には、決定された増税の時期を延長するような措置についても検討を行っておく必要もあるのではないだろうか。

(参考) 標準世帯における 2006・2007 年度の税・社会保険料負担額

参考として、以下では標準的な 4 人家族世帯（有業の世帯主、専業主婦、子供が 2 人の 4 人家族。なお子供の 1 人は特定扶養控除に該当とする。）において、2006、07 年における年間の税・社会保険料負担額の試算結果を掲載する。

なお、ここでの試算には税源移譲の影響は考慮しておらず、2005 年現在の所得税率と住民税率が継続した場合の負担額を試算している。また、本文でも触れたように近年の社会保障制度改正により、家計の社会保険料控除は拡大傾向が続いているが、同控除についても本試算では一定とするのではなく、年収から推計される実際の社会保険料負担額を用いている。

世帯構成や制度改正等の前提条件は次ページに掲載している。

2006年の負担額 (万円)

年収	所得税	個人住民税 (2006年度分)	社会保険負担	負担計
300	0.0	0.9	38.2	39.1
400	3.5	3.8	50.0	57.3
500	9.4	6.8	64.6	80.8
600	15.4	10.2	77.8	103.3
700	21.9	16.9	89.5	128.4
800	28.9	24.1	101.8	154.8
900	42.3	31.9	113.1	187.2
1000	56.5	39.8	124.0	220.4
1100	72.3	48.6	131.2	252.1
1200	88.5	57.6	136.6	282.6
1300	104.0	68.6	145.0	317.6
1400	120.9	80.2	150.9	352.0
1500	140.8	91.7	156.9	389.5

所得税と社会保険負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

2006年の負担増加額(対前年) (万円)

年収	所得税	個人住民税 (2006年度分)	社会保険負担	負担額
300	0.0	0.0	0.6	0.6
400	0.3	0.2	0.8	1.4
500	1.0	0.4	1.1	2.5
600	1.6	0.6	1.3	3.5
700	2.3	1.1	1.5	4.9
800	3.1	1.7	1.7	6.4
900	4.4	1.7	1.9	8.0
1000	6.0	1.7	2.0	9.6
1100	7.7	1.6	2.1	11.4
1200	9.5	1.6	2.1	13.3
1300	11.2	1.5	2.2	14.9
1400	12.0	1.5	2.3	15.8
1500	11.8	1.4	2.4	15.6

所得税と社会保険負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

2007年の負担額 (万円)

年収	所得税	個人住民税 (2007年度分)	社会保険負担	負担計
300	0.0	0.9	38.7	39.6
400	3.8	4.0	50.7	58.6
500	10.3	7.3	65.5	83.1
600	17.0	10.8	78.8	106.7
700	24.3	18.1	90.8	133.1
800	32.0	25.8	103.2	161.0
900	46.7	33.7	114.6	195.0
1000	62.5	41.6	125.7	229.8
1100	80.0	50.4	132.9	263.3
1200	97.9	59.3	138.3	295.6
1300	115.3	70.3	146.7	332.3
1400	133.0	81.9	152.8	367.7
1500	152.8	93.4	158.8	405.0

所得税と社会保険負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

2007年の負担増加額(対前年) (万円)

年収	所得税	個人住民税 (2007年度分)	社会保険負担	負担額
300	0.0	0.0	0.5	0.5
400	0.3	0.2	0.7	1.2
500	1.0	0.5	0.9	2.3
600	1.6	0.7	1.1	3.3
700	2.3	1.2	1.2	4.7
800	3.1	1.8	1.4	6.2
900	4.4	1.8	1.6	7.8
1000	5.9	1.8	1.7	9.4
1100	7.7	1.8	1.7	11.2
1200	9.5	1.8	1.7	13.0
1300	11.2	1.7	1.8	14.7
1400	12.1	1.7	1.8	15.7
1500	11.9	1.7	1.8	15.5

所得税と社会保険負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

試算の前提とした世帯条件 (2005年時点)	
年齢	43歳
住所	東京23区
収入	年間の収入は給与収入のみ、ボーナスは1.5ヶ月分を7月と12月に支給 なお収入については今後数年変動しない。また住宅ローンはなく今後の購入もない。
家族構成	妻(無給)、子供2人(17歳と10歳)
社会保険料	所得税・個人住民税
政府管掌保険 介護保険第2号 厚生年金 雇用保険 以上が毎月の給与・賞与から控除される。 ただし、雇用保険以外の保険料は 翌月徴収とする。	諸控除等 基礎控除 社会保険料控除 扶養控除 特定扶養控除 配偶者控除 均等割 4000円

試算に織り込んだ制度改正

実施時期	所得税・住民税の改定	社会保障制度の改定
2006 1月	所得税 (定率減税の縮小：10%、最高12.5万円)	
6月	住民税 (定率減税の縮小：7.5%、最高2万円)	
10月		厚生年金 (保険料の引き上げ)
2007 1月	所得税 (定率減税の廃止)	
6月	住民税 (定率減税の廃止)	
10月		厚生年金 (保険料の引き上げ)

(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。

(Copyright ニッセイ基礎研究所 禁転載)